

令和3年3月 農業委員会総会

令和3年3月5日（金）

中央庁舎3階会議室

午後3時30分から午後4時まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一
5番	木我恭子		

<農地利用最適化推進委員>

1番	篠原庄一	4番	斉藤孝壹
2番	高崎孝	5番	竹尾謙一

2. 欠席者（農業委員）

2番 石渡潤一

3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・大坂主査・（書記）・鶴澤主任主事

4. 議題

第1号議案 農用地利用集積計画について（4件）

第2号議案 農地法第4条許可申請について（1件）

第3号議案 令和3年度標準農業労賃額（案）について

第4号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）について設定しないことの承認を求めることについて

5. 専決処理報告

（1）農地法第4条の届出について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

局長 ただいまから令和3年3月の農業委員会総会を開会いたします。総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 3月になりまして今年度最後の総会となります。ご承知の通り、3月7日で緊急事態宣言が終了せず延長する見込みとなりました。コロナ禍での生活も1年となりますが、早く元の生活に戻れるよう期待したいと思います。それでは総会に入りたいと思います。

局長 それでは、総会に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、3番 石橋 義弘委員、5番 木我 恭子委員を指名します。また、書記に事務局の大坂主査を任命します。本日の総会は、議案4件と専決処理報告1件、その他3件ですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、整理番号1から4までを一括して、事務局より説明を求めます。なお、整理番号1については、譲受人が〇〇推進委員ご本、人の案件ですので、ご本人から採決前に退室したい旨の申し出がありましたので、よろしく申し上げます。それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から4について、説明させていただきます。第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1について、説明させていただきます。貸付者は、柏木在住者、借受者も同じく、柏木在住者です。設定場所は、柏木の農地7筆で、地目は田、面積は合計で4,148㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米360kg、設定期間は、5年の再設定ということです。備考ですが、前回は、平成28年

3月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、2ページ、3ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の4ページをご覧ください。整理番号2についてですが、貸付者は、酒々井在住者、借受者は、佐倉市在住者です。設定場所は、酒々井の農地3筆で、地目は田、面積は合計で3,424㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米 コシヒカリ300kgです。備考ですが、今回は、平成28年4月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、5ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の6ページをご覧ください。整理番号3についてですが、貸付者、借受者共に、酒々井在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地2筆、地目は田、面積は合計で2,851㎡、利用計画は田です。賃借料は、45,000円です。備考ですが、今回は、平成28年4月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、7ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の8ページをご覧ください。整理番号4についてですが、貸付者は馬橋在住者、借受者は馬橋に住所のある法人です。設定場所は、馬橋の農地1筆、地目は田、面積は合計で940㎡、利用計画は田です。賃借料は、10,000円です。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、9ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1～4の全ての計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、補足説明につきましては、整理番号4の新規設定のみ、高崎推進委員から何かありましたら、よろしくお願いします。

高崎推進委員 問題ないと思います。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委

員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決に移りたいと思います。採決については、初めに整理番号1について行いますので、〇〇推進委員の退室を認めます。

(〇〇推進委員退室)

議 長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 〇〇推進委員には、入室してもらって下さい。

(〇〇推進委員 入室)

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

- 議 長 続きます、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましても、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 次に、第2号議案 農地法第4条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
- 局 長 本日本日予定しておりました農地転用許可申請に係る現地確認ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、相京会長と相談し、中止させていただくことといたしましたので、よろしく願いいたします。なお、現地の状況につきましても、提出書類のコピーを用意しておりますので、ご確認いただければと思います。また本日、申請人につきましても、都合により欠席することのご連絡を頂いておりますので、併せて報告させていただきます。それでは、説明させていただきます。
- 局 長 第2号議案 農地法第4条許可申請について説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。本申請は、農用地区域内の営農型発電施設の支柱部分の転用となります。転用期間は、営農の適切な継続を確保していく必要があるため3年間となりますが、前回、平成30年4月20日から3年間の一時転用で終期が来ることから、再度更新しようとするものです。譲受人（転用者、便宜的に譲受人という）は、墨在住の共有名義者です。申請地は、墨の農地で、地目は田、面積は3,252の内0.23㎡です。申請理由は太陽光発電施設用地です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域内の農地になります。11ページ、12ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、太陽光パネルは設置済みで、地域の平均的な単収と比較して2割以上減少している場合速やかに撤去することとなりますが、収穫量については、毎年報告することになっており、少ない面積のため特に影響はないようです。以上で説明を終わらせていただ

きます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我農業委員 今回は既に許可を受けている一時転用の更新であり、収穫もそれなりにあるようなので、問題ないと思います。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議 長 特にないようですので、第2号議案 農地法第4条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第4条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、第3号議案 令和3年度標準農業労賃額（案）についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第3号議案 令和3年度標準農業労賃額（案）について説明させていただきます。資料の16ページをご覧ください。平成26年度より当町も県農業会議が定めた地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金額を採用することになり、一部改定が行われましたので改定するものです。令和3年度標準農業労賃額（案）をご覧くださいと思います。作業品目の上から3つ目の「水田耕起」ですが、昨年6,100円から100円上がり6,200円に、その下の「水田代かき」ですが、6,400円から100円上がり6,500円に、その下の植付（田植機）ですが、7,400円から500円上がり7,900円に、その下の刈取脱穀のみ（コンバイン）ですが、1

7,400円から200円上がり17,600円に、その下の乾燥調製2,800円から100円上がり2,900円となっております。その他につきましては、昨年と変わっておりません。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議長 特にないようですので、これから採決を行います。第3号議案 令和3年度標準農業労賃額(案)について、事務局案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、事務局案のとおり決定します。

議長 次に、第4号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)について設定しないことの承認を求めることについてを議題とし、事務局より説明をお願いします。

局長 第4号議案農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積(下限面積)について設定しないことの承認を求めることについて説明させていただきます。資料の17ページをご覧ください。まず、農地取得(農地法第3条)に係る別段面積について説明させていただきます。別段面積とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上(北海道2ヘクタール、都府県50アール)にならないと許可はできないとするものです。この別段面積が地域の平均的な遊休農地の状況からみて、その地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段面積を定めることができることになっています。当町農業委員会では、別段面積を定めておりませんので、農地法で定める基準の50アールとなっています。このことについて

では、19ページの資料1をご覧ください。農地法施行規則において、地域の実情に合わない、遊休農地の抑制、新規就農促進等の目的で面積を下げるができる規定が書かれています。別段面積の設定については、全国的に引き下げ傾向にあり、約6割で地域の実情に応じて独自に面積が設定されておりますが、主に中山間地や市街化が著しい地域での設定と考えます。千葉県内では、53市町村中（浦安を除く）22市町で別段面積の設定がされておりますが、印旛管内で設定されている市町はございません。別段面積設定にかかる検討については過去に何度かされておりますが、別段面積を設定するに当たっては、定めようとする面積（50アール）未満の農地を耕作している者の数が、耕作者総数の4割を下らないよう農地法施行規則で規定（資料1）されており、当町の状況を見ると、2020農林業センサスにおいて、販売農家数165戸に対し、50アール未満の農家数18戸と全体の10.9%で、既に4割を大きく下回った状況となっております。仮に4割を上回っていれば別段面積を設定できますが、既に大きく下回っているため、規定に即して農地法で定める50アールが下限となります。また、当町の農地所有者の平均面積は、農地台帳から約95アールとなっております。耕作放棄地割合の推移については、平成24年以降8%前後で推移しており、地域間での差は少ないものと考えます。以上のことから、状況的には特に変わっていないため、別段面積の設定は行わず、農地法で規定されている50アールとしてよろしいか、お諮りいたします。なお、農地法で規定されている別段面積については、施設園芸等のいわゆる集約的農業を行う場合は、別段の面積以下でも許可を行うことができる例外規定がありますので、意欲ある新規参入者への障害とはならないものと考えます。

理由としましては、町内の平均経営規模が約95アールであることから、経営面積が少ないと生産性が低くなり、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため別段面積は定めない、ということにしております。

議 長 事務局から説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決に移ります。第4号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）について設定しないことの承認を求めることについて、賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第4号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）について設定しないことの承認を求めることについて原案どおり決定します。

議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第4条の届出について、報告をお願いします。

局 長 専決処理報告 農地法第4条の届出について、説明させていただきます。資料の20ページをご覧ください。届出人は、八千代市在住者です。届出地は、上本佐倉の農地1筆で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は162㎡、届出理由は、店舗 木造瓦葺平屋建です。備考ですが、令和3年2月19日付け、酒農委第4号の5で受理証明を出ささせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、その他の(1)農地利用状況調査について、事務局より報告をお願いします。

(事務局説明)

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議 長 続きまして、その他の(2)農業委員会だよりについて、事務局より報告をお願いします。

(事務局説明)

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議 長 特にないようですので、次に、その他の(3)について事務局から何かありましたらお願いします。

(4月総会時提出書類について説明)

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 7日の水曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、7日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、7日の水曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

局 長 それでは、これで3月の総会を閉会いたします。